

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第29号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

京都市崇仁コミュニティセンター第4福祉センターを廃止することとしました。

この条例は、平成17年10月27日から施行することとしました。

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第29号

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

京都市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第2京都市崇仁コミュニティセンターの項中

第3福祉センター	京都市下京区小稲荷町4番地
第4福祉センター	京都市下京区屋形町17番地

を

第3福祉センター	京都市下京区小稲荷町4番地
----------	---------------

に改める。

附 則

この条例は、平成17年10月27日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)